

高齢者インフルエンザ定期予防接種 のお知らせ

- 対象 香南市に住民登録がある
 - ①65歳以上の入
 - ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害がある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人(身体障害者手帳1級相当)
- 実施期間 10月1日(火)～12月31日(火)
※ただし医療機関の休診日は除く
- 実施場所 高知県内の委託医療機関
事前に希望する医療機関に問い合わせ、接種日等を確認し、健康保険証・身体障害者手帳等対象者であることが確認できるものを持参してください。
- 接種回数 1回のみ
- 接種料金(自己負担金) 1,000円

自己負担金の免除について

生活保護を受けている人は自己負担金の免除制度がありますので、必ず接種前に申請してください。

- 申請窓口
 - ・福祉事務所(のいちふれあいセンター)
 - ・健康対策課(赤岡保健センター)
 - ・各支所
 - 必要な物 印鑑
- ※免除申請は原則、本人または本人から委任を受けた同一世帯に属する人となります

問い合わせ/市役所健康対策課

10月は土地月間です

土地は、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

そのため国土利用計画法では、一定規模以上の土地取引引きについては、土地の権利取得者(買主など)が、契約後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を土地の所在する市町村を経由して県に届けるとして行っています。

- 都市計画区域以外... 5,000㎡以上 10,000㎡以上
- 都市計画区域... 10,000㎡以上
- 一団の土地取引引きについても届け出が必要
 - ※一団の土地とは、土地利用上、現に一体の土地を形成している、または一体としての利用が可能などまとまりの土地で、かつ、権利取得者が、一連の計画の下に、土地に関する権利の移転または設定を行うその土地が面積要件を満たしているものをいいます
- 都市計画区域以外... 5,000㎡以上 10,000㎡以上
- 都市計画区域... 10,000㎡以上
- 一団の土地取引引きについても届け出が必要
 - ※一団の土地とは、土地利用上、現に一体の土地を形成している、または一体としての利用が可能などまとまりの土地で、かつ、権利取得者が、一連の計画の下に、土地に関する権利の移転または設定を行うその土地が面積要件を満たしているものをいいます

- 届け出方法
 - 契約者名、契約日、土地の面積、利用目的などを記入した届け出書に必要書類を添えて、住宅都計課へ提出してください。
- 必要書類
 - 土地取引にかかる契約書、土地の位置が分かる地形図、土地の形状を明らかにした図面(公図)など
- 届け出期限
 - 契約締結日を含めて2週間以内
- 問い合わせ
 - 市役所住宅都計課

10月1日は浄化槽の日

合併処理浄化槽はトイレの水洗いで快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

- ▼保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者への委託をお勧めします。
- ▼清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた業者に頼みましょう。
- ▼法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

■指定検査機関
県環境検査センター
☎088-860-2400

■問い合わせ
市役所上下水道課

10月11日～17日は
違反建築防止週間です！

この週間は、住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに、建築に関する取り組みを行うことにより建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは着工前に！

都市計画区域内(野市町全域・香我美町および夜須町の一部)で建築物を新築または10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し確認済証の交付を受ける必要があります。

また、都市計画区域外(吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部)でも一定の建物を除き、建築確認申請の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ
市役所住宅都計課



みんなでつくろう安心の街

◆全国地域安全運動実施
10月11日(金)～20日(日)
地域社会の安全が確保され、安心して暮らせることは、県民すべての共通の願いです。
安全で安心なまちづくりを目指して、今年も全国各地域安全運動が行われます。



【運動の重点目標】

- ▼子どもと女性の犯罪被害防止
 - ▼住宅を対象とした侵入犯罪の防止
 - ▼振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害予防対策
 - ▼万引き、自転車盗の防止
 - ▼少年の健全育成
- 地域の一人ひとりが「自分たちは決して犯罪や事故の被害者にならない」という自主防犯意識を持ちましょう。また、自主防犯意識を個人だけでなく、職場や地域にまで広げて、地域社会全体へ地域安全運動の輪を広げていきましょう。(香南警察署内・香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀 ☎55-0110)

高齢者交通事故防止 キャンペーン実施中

■実施期間
9月1日(日)～12月31日(火)
例年、2月にかけて交通事故が多発する傾向にあります。高齢者が、交通事故の犠牲者とならないように、「高齢者交通事故防止キャンペーン」を実施中です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

■歩行者・自転車利用者のみ
車の運転者が、いつも自分の存在に気がついていないとは限りません。しっかり左右の安全を確認して渡りましょう。薄暮時や夜間外出するとき

は、反射材を積極的に活用しましょう。また、暗くなる前に自転車のライトを点灯しましょう。

運転者のみなさんへ

いつも通り慣れた道路でも交通事故は発生するものです。油断せず、しっかり安全を確認するなど、事故を防ぐ運転をしましょう。

また、シートベルトは「命のベルト」です。全席、全員がシートベルトを着用しましょう。

(高齢者アドバイザー・岡崎由美 ☎55-0110)



24時間 ☎088-832-5266

月	歯が痛いときの応急手当
火	夜ぐっすり眠るために
水	めまいが度々起こったら
木	つき指
金	お年寄りの中耳炎
土・日	寝ちがい

10月の番組表

健康テレホンサービス

▼問い合わせ/高知保険医療協会 ☎088-832-15231
※同じテーマの番組を朝9時～翌朝9時まで流しています。祝日は前日と同じテーマ。

赤岡に来て6年半、毎年寒くなった頃、近所の神社の3本のせんだんの木に渡り鳥が群れになって実を食べにいく。

昨年春は、ちょうどせんだんの花(紫色の小さな花)の咲く頃に風が吹き、あゝこの花が落ちてしまつと渡り鳥たちが食べる物がなくなつてしまつ「神様どう



か花が風で散らないようにお願いします」と心の底からお願ひした。

秋には例年になくたくさんの実がなり、渡り鳥たちがおいしそうにいばんでいた。また、神社の手洗い場で気持ちよさそうに水浴びをしている渡り鳥たちもいた。

木の上の方で一羽が見張りをしている、猫などが来ると奇声を発して仲間たちに知らせ、

せんだんの実

飛び立っていたり、渡り鳥たちの憩いの場だったこの神社。今年も、また春のせんだんの花が咲く頃、強風が吹き、3本の

の木にはほとんど実がなっていない!!秋が過ぎ、渡り鳥たちがやって来ても食べる物がな

今から心配している。近年の異常気象で暑い日が続く鳥たちはどうなるのか...、せんだんの木が秋風の中で何か語りかけている気がする。

いろいろな問題があるなか、我々人間はこれからどう生きるべきか、大自然を大切に生き物たちがうつつと生き続けられるよう、自然を破壊しない生き方を考えるとともに実行していかなければ

いけない...と、ふと感じている。そして未来の子どものために...

野ぎく



※市内在住者に、コラムを書いてもらうコーナーです